

公立大学法人京都市立芸術大学第2期中期計画（案）（平成30年度～35年度）

本学は平成24年度の「公立大学法人」への移行以来、日本最古の芸術系大学としての矜持の下、永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として発展し続けることを目指して、京都市から示された「中期目標」を実現するための具体的計画である「中期計画」を着実に実施してきた。この間、教育研究や人材育成といった教育研究機関としての大学に求められる責務を果たしつつ、組織の運営面においても法人化による狙いであった柔軟で自由度の高い大学運営の実現、意思決定の迅速化といった点において一定以上の成果を挙げることができ、今後も取組を推進していく必要がある。

第2期中期計画期間の6年間は、更なる少子化をはじめ大学を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される一方で、本学においては最終年度にキャンパス移転が控えるきわめて重要な期間である。また、本学が拠点とする京都市は文化庁の全面移転を機に、京都の文化的な創造力をより高めていく姿勢を明確に打ち出しており、こうした動きに呼応し、教育研究の充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信に取り組むことで、市民に愛され、市民が誇りに思う大学であり続けることを目指す。

とりわけ次期6年間の大学運営は、最終年度に控えるキャンパス移転と密接不可分なものであることから、このことを見据え、以下に記すキャンパス移転に対する本学の考え方・姿勢を基軸に中期計画を策定する。

<キャンパス移転に向けて>

本学は、真に創造的な芸術活動を生み出す場であることを目指し、長年にわたる徹底した少人数教育と実践的教育を土台に、独創的な研究と質の高い芸術教育を推し進めてきたが、現キャンパスの建物は、耐震性、バリアフリー対策に課題があることに加え、学生数の増加、教育研究内容の多様化、作品の大型化などに対応するためのスペースが不足し、深刻な狭あい化に直面している。

これらの課題を解決し、国内外の芸術を志す若い才能を惹きつけるために必要な環境整備である京都駅東部へのキャンパス全面移転を機に、本学が果たすべき3つの役割「芸術であること」、「大学であること」、「地域にあること」を実践するとともに、文化芸術創造の新たな“火床”となり、新しい時代に相応しい新たな芸術大学を創り上げていく。

このため、移転後も教育研究の質及び水準の維持・確保に努めることはもとより、京都市

内中心部への移転による地の利を活かし、他大学や産業界等との相互交流・連携の強化を図っていく。また、これまでの大学組織・機能のあり方を含めた見直しを図る中で、芸術資源や教育研究成果等のアーカイブを一元的に活用・発信・管理する新たな機構の整備を目指すなど、新たな試みにも着実に挑んでいく。

こうした取組を通じて、次の時代の芸術文化を担う人材を育成し、さらに京都が持つ文化的・歴史的な特性を活かした活動を深化させるなど、新たな芸術文化の創造と世界への発信拠点としての役割を積極的に担っていく。

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 教育の内容と成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育の内容と成果の充実を図るための取組

(ア) 学部教育に関する取組

少人数教育の利点を活かし学びの質を高めるとともに、多様な実践的教育を通して学びの幅を広げる取組を進める。また、領域横断的な教育の推進はもとより、大学移転を見据え京都に集積する優れた資源を活用し、確かな技能、技術及び幅広い教養を修得させ、創造性と豊かな感性を併せ持った人材を育成する。また、実技と学科の有機的な連携をもとに、国際的視野に立った幅広い思考力、コミュニケーション能力や、自由で豊かな発想力の育成を目指し、カリキュラムの改善を図るなど、学部教育の充実に向けた各種取組を着実に進める。

(イ) 大学院教育に関する取組

質・水準ともに高度な専門的研究教育を通して、高度な技能、技術及び幅広い豊かな教養を修得させる。また、実践を重視した教育研究を推進するとともに、国際感覚を兼ね備え、次代の芸術文化を先導し社会に創造的な活力を与える優れた専門家を育成する。教育研究の更なる充実のため、時代の変化等に応じ、科目内容、指導体制、評価基準、運営体制等の検証を行い、各種取組を着実に進める。

(ウ) 成績評価，学位授与を行うための取組

成績評価基準及びディプロマ・ポリシーに基づく学位授与基準について検証し，必要に応じて改善を行うとともに学修の成果の把握に努める。

(エ) より優秀な学生の確保に向けた取組

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき，芸術の専門教育を受けるにふさわしい適性や能力，意欲を，多面的・総合的に判断する入学者選抜を実施するとともに，効果的な入試情報の発信を図る。

(2) 教育環境等の向上に関する目標を達成するための措置

ア 教育の実施体制の充実に向けた取組

本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため，指導体制の充実に努めるとともに，教育の質を向上させるための研究と実践に取り組む。また，大学移転を見据え，大学コンソーシアム京都をはじめ，他大学との連携による教育の実施体制の充実を検討する。

イ 教育研究に必要な環境等の充実に向けた取組

学生の自主的な学びの促進はもとより，質の高い教育研究水準の維持・確保に必要な機器や楽器等の更新・充実に努めるとともに，適切な保守管理を行う。また，キャンパス移転後の教育研究環境のあり方も見据えた上で，優れた芸術活動の実践や新たな芸術表現の創出に資する高機能な機材等の導入など，教育施設・環境の整備改善に努める。

(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

ア 学生生活充実のための取組

学生を取り巻く社会環境の変化に的確に対応しながら，学生生活の充実に努めるために，学生の自主的な学内外での活動支援や，心身の健康保持，経済面での支援を強化する。

イ キャリア支援のための取組

社会情勢を踏まえながら、多様な生き方の提示や社会との結びつきの場の創出などを通じて、学生自身が進路を考えて選択する力を身につけられるよう、キャリアデザインセンターにおける支援の取組を充実する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

教員の自由で多様な研究の更なる推進を図り、その成果を様々な機会を通じて社会に向け積極的に発信する。また、海外の大学との交流強化を推進する。

日本伝統音楽研究センターにおいては、京都に集積する文化資源の利活用や伝統文化に関する研究機関等との交流・連携を通じて、研究活動の更なる充実を図るとともに、伝統音楽に関する情報共有・普及振興・交流拠点としての機能を高める。

芸術資源研究センターにおいては、学内外の教員・学生・研究者・市民間の交流と連携を基盤としつつ、創造的活動を生み出す芸術資源についての研究を推進するとともに、その成果を広く社会・市民に発信し共有する。

(2) 研究への支援等に関する目標を達成するための措置

学生及び教員による研究活動の充実を目指し、学内における研究環境の整備に努める。また、科学研究費をはじめとする外部資金制度の活用促進を図るために必要なサポートを行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置

大学が有する知的資源を活用し、広く社会に対して芸術文化に触れ合う機会を提供し、幅広い世代を対象とした芸術文化の振興に貢献する。

(2) 学外連携に関する目標を達成するための措置

ア 教育機関・文化芸術機関等との連携推進に係る取組

小・中・高等学校や他大学等の教育機関や文化芸術機関等との連携により、芸術に携わる次世代の育成に貢献するとともに、京都の伝統文化の継承や芸術文化の裾野を広げることに貢献する。

イ 産学連携の推進に係る取組

研究事業の受託を通じて企業等と連携することにより、教育研究の成果を社会に発信するとともに、伝統産業をはじめとする地域の産業発展に貢献する。

ウ 地域連携の推進に係る取組

地域の各種団体等との連携を推進し、大学の資源や教育研究の成果を地域に発信することにより、芸術文化によるまちづくりに貢献する。

(3) 国際化の推進に関する目標を達成するための措置

ア 国際交流の充実に向けた取組

交流協定締結校をはじめ、海外の優れた大学との活発な連携による教員間・学生間の交流の充実や、海外アーティストの招聘等を通じて本学の国際化を促進する。

イ 留学支援のための取組

協定校への派遣留学をはじめ、学生が海外留学を通して学び成長する機会を提供しサポートする。

また、留学生の学びの充実と日本での生活上の安心安全を確保するため、学外機関と協力して留学生のサポート体制を強化する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織の見直しと経営の効率化に関する目標を達成するための取組

教育内容、教育方法及びカリキュラム編成への的確な対応はもとより、大学を取

り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、理事会のリーダーシップの下、組織の枠を超えた全学的な視点から、適宜、組織の再編や学内資源の再配分等など、計画的、機動的な組織運営を行う。

また、常に業務の見直しを行い、効率的かつ合理的な事務執行を推進する。

2 組織力の向上に関する目標を達成するための取組

大学の理念に基づく教育研究活動及び運営を支えるため、人事制度等について必要な見直しを図る。

また、中長期的な展望に立った人材の採用・育成を通じて、教職員個々の意欲・能力を高め、組織力の向上に繋げる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

法人運営の安定性と自律性を確保するため、外部研究資金や寄附金等自己収入の増加に向けた取り組みを強化する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

業務運営や事務体制を絶えず見直すとともに、業務内容の精査・点検に努め、効率的かつ効果的な経費執行に努める。

3 資産の適正な管理と有効活用に関する目標を達成するための措置

資産の適正な管理及び有効活用を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画・年度計画に対する自己点検・評価を着実にを行うとともに、評価結果を速やかに公表することで、透明性の高い法人運営に努める。

また、第2期中期計画期間中に受審する認証評価に的確に対応するため、全学的な内部質保証システムを見直し、学内における業務運営のPDCAサイクルの確立を目

指す。

2 広報の充実に関する目標を達成するための措置

教育、研究を中心とする活動状況を積極的に発信し、大学の取組に対する理解の促進及び広範な支援の獲得に繋げる。また、迅速かつ効果的な広報を行うことができるよう、事務局広報体制の見直しを図り、情報発信力を強化する。

第5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置

平成35年度に予定しているキャンパス移転が円滑に進捗し、完了できるよう必要となる様々な事案に適宜取り組む。

また、移転に伴い、大学全体の芸術資源や教育研究成果等のアーカイブを一元的に活用・発信・管理する役割を担う新たな機構の整備に向けた取組を進める。

移転が完了するまでの間、移転の機運を持続して高めるとともに、地域との交流を深めるため、移転整備プレ事業を展開する。

第6 その他の業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

移転までの間、既存施設の維持管理を適正、合理的に実施する。また、キャンパス移転後を見据え、最適な維持管理に向けた検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

全ての学生及び教職員が安全で安心して学び、働ける環境を確保するため、全学的な安全管理体制を強化する。

3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置

公立大学法人として、学生や市民、地域社会から信頼される法人運営のために、教職員に対し、法令や学内規程等の遵守及び人権尊重の徹底を図る。